

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	文化スポーツ室・観光交流室
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第56号 平成30年12月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和元年12月20日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 収入事務において、受領した観覧料の指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	平成31年 3月20日
2 支出事務（その1） 支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。	平成31年 3月20日
3 支出事務（その2） 支出事務において、日々雇用職員の出勤簿が作成されていない例が認められた。	平成31年 3月20日
4 支出事務（その3） 補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。	平成31年 3月20日
5 契約事務（その1） 土地の賃貸借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成31年 3月20日
6 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成31年 3月20日
7 財産管理事務 財産管理事務において、会計管理者の管理下でない現金が保管されている例が認められた。	平成31年 3月20日

指摘一覧	措置通知日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（個別管理計画の策定について）	未措置
2 支出事務（いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱の見直しについて）	令和元年 12月20日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>2 支出事務(いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱の見直しについて)</p> <p>文化財の保存修理等に対する市補助事業は、いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱において対象経費や補助金額を定めており、対象が国指定文化財の場合、補助金額は「国庫補助の算定の基礎となった額から、国庫補助決定額及び県費補助決定額を減じて得た額の2分の1以内の額」とされ、国・県・市の補助対象経費は同一であることが念頭に置かれている。</p> <p>一方、県補助事業については、平成22年度から施行された福島県指定文化財保存活用事業補助金交付要綱に基づき、国庫補助対象である「保存事業」と県独自事業である「活用事業」の両事業に対し、一体的に補助額を算定し、補助金が交付されている。</p> <p>国と県の補助対象範囲が異なることから、市補助金の算定においては、県費補助決定額から県独自の活用事業に係る経費の全額を除き、保存事業に係る県費補助決定額とみなしているが、このような取扱いは明確な根拠に基づくものではなく、公平性や透明性の観点から問題が生じている。</p> <p>補助金は公益上の必要性がある場合に支出できるものであり、その金額の算定に当たっては市民への説明責任を果たす必要がある。文化振興課においては、国・県の補助制度を踏まえ、市補助金交付要綱を早急に見直し、補助対象経費や補助金額の明確化を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(文化振興課)</p>	<p>いわき市文化財保存事業費補助金の交付においては、保存事業に要する補助対象経費から国庫補助決定額及び県費補助決定額を減じた上で、市の補助額を決定することとしています。県においては保存事業と活用事業を一体的に行う事業を補助対象としており、補助対象範囲が一致していない状況にあります。</p> <p>これまで、市補助金の算定においては、県費補助決定額から活用事業に要する経費の全額を減じ、活用事業については県が全額補助しているものとみなしておりましたが、今般、国・県の補助制度を踏まえ算定方法を改めて整理し、保存事業に係る県費補助決定額を按分して算定するよう運用、取扱いの見直しを行ったところです。</p>